

訪問看護について

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会

訪問看護ステーション

はじめに

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、知っておいていただきたい内容を説明します。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問してください。

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 永井 敏輝
本社所在地	豊中市中桜塚二丁目29番31号
連絡先	電話：06-6841-9393 FAX：06-6841-2388

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会訪問看護ステーション
事業所所在地	豊中市城山町二丁目9番3号
連絡先	電話：06-6862-3126 FAX：06-6867-1734

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	主治医が指定訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営み、また心身の機能維持回復を支援することを目的とし、訪問看護を提供します。
運営方針	主治の医師ならびに保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を図る中で、利用者またはその家族の立場にたったサービスを提供します。

(3) 事業所窓口の営業日、営業時間及び事業実施区域

営業日	月～金曜日、ただし祝日及び 12/29～1/3 を除く
営業時間	午前8時45分～午後5時15分まで
事業実施区域	豊中市

(4) 緊急時の連絡体制

緊急時	電話により、24時間連絡が可能な体制とする。 06-6862-3126
-----	----------------------------------------

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師1名（常勤職員）
看護師等	看護師等9名（常勤職員3名（管理者を含む）、非常勤職員6名） 看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供にあたる。

3 提供するサービスの内容と料金その他の費用について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容										
訪問看護 計画書の 作成	主治医の指示や利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い（居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画に基づく場合もある）、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。										
訪問看護の 提供	<table border="0"> <tr> <td>①病状・障がいの観察</td> <td>②清潔の保持（入浴・清拭・洗髪等）</td> </tr> <tr> <td>③食事及び排泄等日常生活の世話</td> <td>④褥瘡の予防・処置</td> </tr> <tr> <td>⑤リハビリテーション</td> <td>⑥ターミナルケア</td> </tr> <tr> <td>⑦認知症患者の看護</td> <td>⑧療養生活や介護方法の指導</td> </tr> <tr> <td>⑨カテーテル等の管理</td> <td>⑩その他、医師の指示による医療処置等</td> </tr> </table>	①病状・障がいの観察	②清潔の保持（入浴・清拭・洗髪等）	③食事及び排泄等日常生活の世話	④褥瘡の予防・処置	⑤リハビリテーション	⑥ターミナルケア	⑦認知症患者の看護	⑧療養生活や介護方法の指導	⑨カテーテル等の管理	⑩その他、医師の指示による医療処置等
①病状・障がいの観察	②清潔の保持（入浴・清拭・洗髪等）										
③食事及び排泄等日常生活の世話	④褥瘡の予防・処置										
⑤リハビリテーション	⑥ターミナルケア										
⑦認知症患者の看護	⑧療養生活や介護方法の指導										
⑨カテーテル等の管理	⑩その他、医師の指示による医療処置等										

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

①訪問看護費、精神科訪問看護費（1日につき）

サービス費	金額
訪問看護基本療養費（週3日まで）	5,550円
訪問看護基本療養費（週4日目以降）	6,550円
精神科訪問看護基本療養費（週3日まで）	5,550円
精神科訪問看護基本療養費（週4日目以降）	6,550円

※訪問時間は1回あたり30分～1時間30分程度です。

※訪問回数は、原則として週3回までです。ただし、厚生労働大臣の定める疾病、特別指示書交付期間等にある利用者には回数制限はありません。

※利用料は医療処置、ケア内容、主治医との連携などにより加算があります。

②加算、療養費等

加算項目	金額
難病等複数回訪問加算（1日に2回）	4,500円
（1日に3回以上）	8,000円
緊急訪問看護加算（月14日目まで）	2,650円
（月15日目以降）	2,000円
長時間訪問看護加算（週1日限度）	5,200円
乳幼児加算（1日につき）	1,300円
（別に厚生労働大臣が定める状態）	1,800円
複数名訪問看護加算（1日につき、週1回限度）	4,500円
夜間・早朝訪問看護加算 （午後6時から午後10時まで、午前6時から午前8時まで）	2,100円
深夜訪問看護加算（午後10時から午前6時まで）	4,200円

訪問看護管理療養費（月の初日）	7,670円
訪問看護管理療養費（2日目以降）	3,000円
24時間対応体制加算（月1回限度）	6,800円
特別管理加算（月1回限度）	2,500円
（別に厚生労働大臣が定める状態）	5,000円
退院時共同指導加算（退院・退所につき1回限度）	8,000円
特別管理指導加算（別に厚生労働大臣が定める状態）	2,000円
退院支援指導加算（退院日の翌日以降初日）	6,000円
（別に厚生労働大臣が定める長時間訪問）	8,400円
在宅患者連携指導加算（月1回限度）	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回限度）	2,000円
看護・介護職員連携強化加算（月1回限度）	2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回限度）	50円
訪問看護情報提供療養費（月1回限度）	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円
訪問看護ベースアップ評価料（月1回限度）	780円

③療養費の負担

保険種類	療養費の負担割合
後期高齢者医療証 高齢受給者証	1割～3割
国民健康保険 全国健康保険協会 組合管掌健康保険 など	各種負担割合による

◎1か月あたりの利用料金のめやす（注：基本療養費・管理療養費のみ、加算含まず）

	1割	2割	3割
週1回利用（4回／月）	3,887円	7,774円	11,661円
週2回利用（8回／月）	7,307円	14,614円	21,921円
週3回利用（12回／月）	10,727円	21,454円	32,181円
週4回利用（16回／月）	14,547円	29,094円	43,641円
週5回利用（20回／月）	17,967円	35,934円	53,901円

4 その他の費用について

（1）死後の処置料	16,500円（税込）
（2）交通費	<p>通常の事業の実施地域（豊中市）での訪問看護の交通費は実費を徴収します。なお、通常の事業の実施地域を越えた場合は下記の額を徴収します。</p> <p>①事業所から片道概ね5km未満 300円（税込）</p> <p>②事業所から片道概ね5km以上 500円（税込）</p>

(3) キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。当日のキャンセルは、キャンセル料として4,000円(税込)を申し受けることがありますので、ご了承ください。 ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない場合は、キャンセル料は不要です。
(4) 差額費用	長時間の訪問看護、休日・時間外の訪問看護は、差額費用として2,000円(税込)のご負担をいただきます。

5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供のつど計算し、利用料ごとの合計金額により請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてにお届けします。
(2) 利用料、その他の費用の支払い	①利用月の翌月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア) 利用者の指定口座から自動振替(振替依頼書の提出が必要になります) (イ) 事業者指定口座への振込(手数料は利用者負担となります) (ウ) 現金支払い ②お支払いを確認しましたら領収証をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

* 利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から2か月以上遅延し、さらに支払の催促から14日以内に支払いがない場合には、契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくこととなります。

6 虐待の防止について

利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止責任者：在宅福祉課長 砂場 正紀
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第
--------------------	----------------------------------------------------------

密の保持について	三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
(2) 個人情報の保護について	事業者は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、主治医との連携やサービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者負担となります。)
(3) 訪問看護に関する記録について	事業者は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

8 緊急時（事故発生時）の対応

事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・豊中市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者が利用者に対して行った訪問看護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

訪問看護サービス提供中に緊急の事態が発生した場合、主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

主治医： _____ 連絡先： _____

家族氏名（続柄）： _____ () 連絡先： _____

9 衛生管理等

事業者は、看護職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

事業者は苦情相談窓口を設置し、苦情又は相談があった場合は、その状況等を詳細に把握するため、必要に応じ訪問を行い、聞き取りや事情を確認し、かつ利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

受付担当者は、把握した状況を解決責任者等に報告し、事業者として検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

【事業者の窓口】

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会訪問看護ステーション

所在地：豊中市城山町2-9-3

電話番号：06-6862-3126 FAX番号：06-6867-1734

受付時間：8時45分～17時15分（月曜日～金曜日）

【公共団体の窓口】

近畿厚生局

所在地：大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階

電話番号：06-4791-7311 FAX番号：06-4791-7352

受付時間：9時00分～17時00分（月曜日～金曜日）

【その他苦情相談窓口】

話して安心、困りごと相談（豊中市福祉部サービス苦情調整委員会）

所在地：豊中市中桜塚3-1-1

電話番号：06-6858-2815

受付時間：9時00分～17時15分（月曜日～金曜日）